

令和 5 年度 定例会 議案

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議 案 番 号	議 案 件 名	頁
議 案 第 1 号	令和4年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業報告	1
議 案 第 2 号	令和5年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業計画	7

議案第 1 号

令和 4 年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業報告

1 協議会

(1) 定例会の開催（書面表決）

ア 年 月 日 令和 4 年 6 月 30 日

イ 審議事項

○ 次の各議案について審議され、原案どおり議決された。

- ・（議案第 1 号）令和 3 年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業報告
- ・（議案第 2 号）令和 4 年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業計画

ウ 報告事項

○ 令和 3 年度酒匂川流域下水道事業決算見込み及び令和 4 年度酒匂川流域下水道事業予算について報告があった。

(2) 第 1 回臨時会の開催（書面表決）

ア 年 月 日 令和 4 年 12 月 16 日

イ 審議事項

○ 次の議案について審議され、原案どおり議決された。

- ・（議案第 1 号）「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について

(3) 第 2 回臨時会の開催（書面表決）

ア 年 月 日 令和 5 年 2 月 22 日

イ 審議事項

○ 次の議案について審議され、原案どおり議決された。

- ・（議案第 1 号）「流域下水道維持管理要綱」の改正について

2 幹事会

(1) 第 1 回幹事会の開催（書面表決）

ア 年 月 日 令和 4 年 6 月 15 日

イ 審議事項

- 次の各審議事項について審議され、原案どおり承認された。
 - ・令和4年度定例会議案について
 - ・令和3年度酒匂川流域下水道事業決算見込み及び令和4年度酒匂川流域下水道事業予算について

(2) 第2回幹事会の開催（書面表決）

ア 年 月 日 令和4年11月21日

イ 審議事項

- 次の審議事項について審議され、原案どおり承認された。
 - ・「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について

(3) 第3回幹事会の開催（書面表決）

ア 年 月 日 令和5年2月3日

イ 審議事項

- 次の審議事項について審議され、原案どおり承認された。
 - ・「流域下水道維持管理要綱」の改正について

3 専門分科会

(1) 経営専門分科会の開催

ア 令和4年度の活動総括

- 燃料価格の高騰等の影響に伴い、流域下水道施設における電気代に係る予算不足が見込まれたことから、年間の電気代を推計し、必要と見込まれる予算の確保等について合意された。
- 建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて、市町負担の開始時期を令和6年度又は令和7年度とする新たな案に基づき審議を行い、継続審議となった。
- 関連市町間の維持管理負担金の負担方法の検討について、勉強会の結果の報告を受けて審議を行い、継続審議となった。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和4年8月26日 扇町水再生センター 3階 大会議室

- 令和4年度における電気料金高騰への対応に係る予算の確保について審議を行い、電気代に係る補正予算を計上して市町維持管理負担金を増額することなどが承認された。
- 電気料金高騰を見込んだ令和5年度当初予算の確保について審議を行い、継続審議となった。
- 維持管理負担金の納付時期について審議を行い、継続審議となった。
- 建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて審議を行い、継続審議となった。
- 関連市町間の維持管理負担金の負担方法の検討について、第3回勉強会の結果を報告した。

第2回 令和4年10月6日 酒匂水再生センター 3階 大会議室

- 令和4年度における電気代に係る補正予算等について審議を行い、市町維持管理負担金を約1.4億円増額することが承認された。
- 維持管理負担金の納付時期について審議を行い、令和4年度補正予算による市町負担金増額分の納付時期を令和5年1月末とすることが承認された。
- 令和5年度における電気代に係る当初予算について審議を行い、電気代に係る当初予算の要求見込み額を約8.1億円とすることが承認された。
- 建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて審議を行い、継続審議となった。

第3回 令和5年1月23日 酒匂水再生センター 3階 大会議室

- 建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて、市町負担の開始時期を令和6年度又は令和7年度とする新たな案に基づき審議を行い、継続審議となった。
- 関連市町間の維持管理負担金の負担方法の検討について、第4回から第6回勉強会の結果を報告した。
- 分科会后、継続協議となった建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて、2月17日に書面で各市町あて意見照会を行った。

- 分科会後、関連市町間の維持管理負担金の負担方法の検討について、2月28日に書面で各市町あて意見照会を行った。

第4回 令和5年3月29日 酒匂水再生センター 3階 大会議室

- 建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて、事前の意見照会の結果を説明した上で審議を行い、継続審議となった。なお、次回の令和5年度第1回経営専門分科会までに、各市町が庁内調整を行うこととなった。
- 関連市町間の維持管理負担金の負担方法の検討について審議を行い、継続審議となった。
- 川匂ポンプ場進入路の一部の二宮町への無償譲渡について報告を行った。
- 令和3年度当初予算編成において活用した予備費の復元について報告を行った。

関連市町間の維持管理負担金の負担方法の検討に係る勉強会

第4回 令和4年10月6日 酒匂水再生センター 3階 大会議室

- 維持管理費（固定費）の発生原因について検討した。

第5回 令和4年10月25日 扇町水再生センター 3階 大会議室

- 維持管理費（固定費）の発生原因と負担基準について検討した。

第6回 令和4年12月2日 扇町水再生センター 3階 大会議室

- 維持管理費（固定費）の発生原因と負担基準について検討した。

（2）水質等専門分科会の開催

ア 令和4年度の活動総括

- 「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づき、立入検査等の技術向上のための支援として、市町初任者向けの水質規制業務に関する研修の開催や、事業者の水質管理意識向上のため、事業場向け研修をオンライン形式により実施した。
- 流域下水道維持管理要綱について、立入検査のより効果的な実施や、事業場情報の定期的な把握、事故情報の公表等について検討を行い、改正案を取りまとめた。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和4年6月22日 書面開催

- 「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づく、令和4年度の取組内容や役割分担などについて了承を得た。
- 流域下水道維持管理要綱の改正について、担当者会議での（案）の作成や、市町担当者へのヒアリングなどの具体的な作業を行うことについて了承を得た。

第2回 令和5年1月10日 書面開催

- 「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づく、令和5年度の取組内容や役割分担について了承を得た。
- 流域下水道維持管理要綱の改正（案）について、事業場に対する立入検査をより効果的に実施するため、施設の維持管理状況等の聴取について実施計画と報告を行う規定を新たに設けたほか、立入検査の対象と頻度の規定を細分化し、適切に検査が実施されるよう改めた。
- また、事業場の情報を定期的に把握するための方策として、法定の「下水道管理者への通知」に、各市町で特定事業場等の情報をまとめた台帳を利用する規定を設け、定期的に台帳を更新することとした。
- さらに、法で措置が定められている事故について、情報の水平展開を目的として、県ホームページで発生状況の公表を行うとする新たな規定を設けた。

（3）不明水対策専門分科会

ア 令和4年度の活動総括

- 流域市町から流域幹線への流入量の報告を受け、年々増加している不明水の状況を共有し、対策の必要性については検討を継続することとした。
- 相模川流域で実施している取組事例を紹介し、不明水対策の有効性について共有を図った。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和5年2月2日 書面開催

- 令和3年度も雨天時に水処理能力を大きく上回る流入があり、晴天時

の6倍程度であったことから、連絡幹線や貯留施設の活用等の対応に追われる事態となったことを共有した。

- 相模川流域の「雨天時増水対策実行計画」に基づく、モデル地区の取組事例について共有し、原因の把握・是正に努めて頂くよう依頼した。

議案第 2 号

令和 5 年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業計画

1 酒匂川流域下水道事業推進上の諸問題を総合的に審議するための協議会の開催

2 酒匂川流域下水道事業の諸問題を検討するための幹事会、専門分科会等の開催

(1) 経営専門分科会

- 継続協議となった建設給与費・事務費に係る負担の見直しについて、引き続き協議を行う。
- 次期「酒匂川流域下水道の維持管理について」の策定に向けた検討を行い、幹事会及び協議会に報告を行う。
- 関連市町間の費用負担に関して、不明水の原因者負担の方法や維持管理費に係る一括並びに固定費・変動費それぞれの負担方法について、引き続き検討を行う。
- 持続可能な維持運営に向けて、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」で示した流域下水道の経営状況や経費負担の見える化等について、市町とともに取り組む。

(2) 水質等専門分科会

- 処理場の施設・機能の保全や放流水の水質を守り、水質事故件数ゼロを目指すため、市町が行う事業場などへの立入検査の効果的な実施や助言・指導力の向上、事業者の水質管理意識の向上に向けて検討する。
- 県・市町の役割や研修計画、事業場に対する指導等について定めた「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づき、市町向けの水質規制業務に関する研修や、事業者の水質管理意識向上のための事業場向け研修を実施する。

(3) 不明水対策専門分科会

- 不明水削減に向け、流域市町から流域幹線への流入量の報告を受け、年々増加している不明水の状況を共有し、対策の必要性について検討する。

- 相模川流域で実施している取組の好事例などを情報共有し、不明水対策の有効性について確認する。

3 その他流域下水道事業の促進を図るために必要な事項